

政府による

# 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

## 【支給対象者】

次に記載する方が対象になります。

- ①令和7年9月分（※令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当の支給を受けている方
- ②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の支給を受ける方
- ③令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に離婚または離婚協議等により、新たに児童手当の支給を受ける方

## 【支給時期と支給方法】

|                            | 支給対象児童                      | 支給時期   | 申請 | 支給方法                                 |
|----------------------------|-----------------------------|--|----|--------------------------------------|
| 市から児童手当を受給しているまたは受給する方     | 平成19年4月2日から令和8年3月31日に生まれた児童 | <b>2月10日</b><br>※令和8年1月1日以降に児童手当の手続きをされた方は、審査が終わり次第、随時支給 | 不要 | 令和7年9月分の児童手当受給口座または別途届出済みの口座に振り込みます。 |
| 公務員の方                      |                             | 申請書類を受付後、審査が終わり次第、随時支給                                   | 必要 | 申請書で指定した口座に振り込みます。                   |
| 離婚または離婚協議等により新たに児童手当を受給する方 |                             |  |    |                                      |

注) 口座の解約・変更等により振込みができない場合は物価高対応子育て応援手当が支給できませんので、令和8年4月末までに、必ず口座登録届出書を提出してください。

## こんなときはどうなるの？

### ■引っ越した場合はどうなりますか？

令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

### ■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## 【申請手続きについて】

### (1) 市から児童手当を受給している方

【申請不要】

#### ■宍粟市では、令和8年2月10日に支給予定です。

宍粟市

子育て世帯

- ①手当の案内を送付します。
  - ②手当の受給を希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ、届出書を提出してください。  
**(提出期限：令和8年2月2日)**  
届出書は市公式サイトからダウンロードしていただくか、担当窓口までご連絡ください。
  - ③児童手当受給口座等へ振り込みます。
- ※令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童は、児童手当の手続きが完了後、随時支給します。

### (2) 公務員の方、離婚等により新たに児童手当を受給する方 【申請必要】

#### ■申請書を提出していただいた後、審査が終わり次第、随時支給します。

宍粟市

子育て世帯

- ①申請書を送付します。
- ②**令和8年3月31日**（令和8年3月中に生まれた児童分に限り令和8年4月30日）までに申請書を提出してください。
- ③申請書で指定された口座に振り込みます。

#### お問い合わせ先（宍粟市役所）

「物価高対応子育て応援手当」窓口  
電話：**0790（63）3176**  
(受付時間：平日8:30～17:15)

#### お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター  
電話：**0120-252-071**  
(受付時間：平日9:00～18:00)

#### 「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに宍粟市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに宍粟市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。